

旭川医科大学病院母乳育児支援委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年5月14日病院長裁定)

旭川医科大学病院母乳育児支援委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院母乳育児支援委員会要項（平成16年5月12日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成)	(構成)
第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。	第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
(1) 周産母子センター長	(1) 周産母子センター長
(2) 周産母子センター副センター長	(2) 周産母子センター副センター長
(3) 周産母子センターの職員 1人	(3) 周産母子センターの職員 1人
(4) 小児科病棟医長	(4) 小児科病棟医長
(5) 薬剤部長	(5) 薬剤部長
(6) 副看護部長のうちから 1人	(6) 副看護部長のうちから 1人
(7) 4階西ナース・ステーション看護師長	(7) 4階西ナース・ステーション看護師長
(8) 4階東ナース・ステーション看護師長	(8) 4階東ナース・ステーション看護師長
(9) 新生児集中治療室ナース・ステーション看護師長	(9) 新生児集中治療室ナース・ステーション看護師長
(10) 外来ナース・ステーション看護師長	(10) 外来ナース・ステーション看護師長
(11) 4階東及び新生児集中治療室ナース・ステーション副看護師長のうちから 若干人	(11) 4階東及び新生児集中治療室ナース・ステーション副看護師長のうちから 若干人
(12) 助産師のうちから 若干人	(12) 助産師のうちから 若干人
(13) 経営企画課長	(13) 経営企画課長

- (14) 栄養士長
- (15) 医療ソーシャルワーカーのうちから 1人
- (16) その他周産母子センター長が必要と認めた者
(略)

附 則

この要項は、令和7年5月14日から施行し、令和7年5月1日から適用する。

【改正理由】

院内で使用する職名を統一するため、所要の改正を行うものである。

- (14) 栄養士長
- (15) メディカルソーシャルワーカーのうちから 1人
- (16) その他周産母子センター長が必要と認めた者
(略)